

講演

著作権法をめぐる最近の動向について

前田 章夫

1. はじめに

現行著作権法（昭和45年法第48号）は、コピー機の急速な普及など、旧著作権法（明治32年法第39号）を取り巻く環境の変化に対応し、また先進国に比べ遅れの見えていた著作権保護制度を、国際レベルに高めるために1970年に制定された。しかし周辺環境の変化はその後も衰えを見せず、1984年に貸レコード店の急速な進出に伴う著作権者と貸レコード店との軋轢を解消するために、「貸与権」の新設を含む法改正がなされたのを皮切りに激動の時代を迎えている。1986年にはコンピューター・プログラムの保護、翌87年にはデータベースの保護のための法改正と毎年のように大きな改正が繰り返されている。

さらに1991年9月には、新法制定以来の懸案であった複写複製関係の集中的権利処理機関として「財団法人日本複写権センター」が発足し、活動を開始した。

この小稿では、図書館サービスと関係の深い「複製権」や「貸与権」の問題を中心に、最近の動向や注意すべき点について紹介することにする。

2. 「作者の権利」と「権利の制限」

現行著作権法は、日本国民の著作物及び最初に日本国内で発行された著作物、さらには条約で保護の義務を負う著作物については、登録等の手続きがなくとも著作物の死後50年間保護されるとしている（第51条）。

著作権は、作者が自ら創作した著作物に関しても独占的使用権、すなわち著作物を勝手に他人に使われない、使わせない権利というべきもの

で、法に規定された権利に関しては、作者の了解を得なければ利用することができないということが原則になっている。

この作者の権利として現行法は「著作者人格権」と「著作権（財産権）」という2つの側面から規定している。「著作者人格権」は、著作者の人格が著作物に反映されているという考えに基づいて、著作者としての尊厳を守るために設けられたもので、著作物を公表するか否かを決定する「公表権」（第18条）、氏名を表示するか否か、どの氏名を表示するかを決定する「氏名表示権」（第19条）、そして著作物を無断で改ざんされないための「同一性保持権」（第20条）、以上3つの権利が規定されている。

一方の「著作権（財産権）」は、著作物による経済的利益を保護するために規定された権利で、「複製権」「上演権」「放送権」など、第21条以降に詳細に定義されている。なお「著作権」については相続や譲渡も可能であるが、「著作者人格権」については著作者本人だけに帰属し、相続したり他人に譲渡することもできない。

ところで著作権者の了解を得なければ利用することができないという原則自体は大切なものであるが、これを重視しすぎると、著作物の流通に支障が生じ、「文化的遺産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与する」（第1条）という法の目的にも影響が出るところから、現行法は第30条以降に一定条件の下で著作権を制限する項目を定め、著作物の利用の促進を図っている。この権利の制限条項としては、「私的使用のための複製」「図書館等における複製」「点字による複製等」などがある。なお「著作権」は法第30条以降の規定によっ

まえだ あきお：大阪府立夕陽丘図書館

て制限を受けるが、「著作者人格権」は制限を受けず（第50条）、「著作者人格権」を無視した利用は一切禁じられている。

3. 図書館サービスと著作権法

これまで図書館サービスに関係する著作者の権利としては、文献複写サービスに伴う「複製権」が中心であった。しかし図書館業務へのコンピューターの導入等に伴う機能の多様化に加え、近年の相次ぐ著作権法の改正の中で「貸与権」や「有線送信権」といった権利の創設、「日本複写権センター」の発足などが相俟って、図書館と著作権との関係は新たな局面を迎えている。

3.1 複製権

「複製権」は電子式複写機による文献複写サービスに関係した権利であるが、この「複製権」は、著作権法に規定された諸権利の中でも最も基本的な権利として、文献複写以外にも写真による複写及び印画の作成、光ディスクやコンピューターへのスキャナー入力・出力、ファクシミリへの複写入力及び出力など、恒久的又は長期的に著作物を知覚、複製または伝達することが可能な媒体に収録する行為はすべて含まれている。

この「複製権」に伴う著作権者の権利としては、複写の許諾（有料・無料を問わず）、許諾のない複写についての利用差し止め請求、さらには許諾のない複写により生じた損害の賠償請求といった行為が認められている。

ただこの複製は、著作者にとって重要な権利であるとともに、著作物の流通という面からみた場合にもきわめて重要なものである。このため第30条の「私的使用のための複製」、第31条の「図書館等における複製」など、権利の制限条項を設けて利用への配慮を行っている。

法第30条では、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」において使用する場合には、「その使用する者が複製することができる」としているが、これには「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製するときを除き」という条件が付けられている。現在のところは「文献複写機器につ

いては、当分の間除外する」（附則5条の2）とあり、図書・雑誌類の複写は除外されているが、これは集中的権利処理体制が整っていないことによる暫定的措置として定められたものといわれており、「複写権センター」が設立された今日、この付則の撤廃は時間の問題とも言われている。

また法第31条は図書館における複写サービスに関する条文であり、著作権法施行令で認められた図書館（営利団体の経営する専門図書館や学校図書館等は含まれない）では、「調査研究の用に供する」「公表された著作物の一部分」「一人につき一部」といった条件を満たす場合には、「営利を目的としない事業」として、「図書館資料」の複製を認めている。

このことは、これらの条件を満たさない複写や著作権審議会第4小委員会報告書（1976）で問題があると指摘された「コイン式複写機、業者委託方式による複写」「利用者本人ではない図書館が仲介する複写」等については、「複写権センター」を介しての著作権使用料の支払いが求められる可能性があることを示している。

3.2 貸与権

貸与権は1984年の法改正によって新設された権利で、図書館での資料の貸出を含めて、著作物の貸与にあたっては著作権者の許諾を得なければならないという規定であるが、「書籍及び雑誌」については当分の間適用しないとの例外規定（附則第4条の2）が設けられている。ただしこの例外規定についても、集中的権利処理機関が設立されれば撤廃されるべきとの意見が出版社団体から出されている。

なおこの例外規定に該当しないビデオやCD等の視聴覚資料についてはすでに貸与権が働いており、CD・レコード等の音響資料については、非営利事業として無料で貸与する場合には著作権者の許諾なしに貸与できるが、ビデオ等の映像資料については、営利を目的としない視聴覚教育施設が無料で貸与する場合には、著作権者の許諾は必要としないが、相当な額の補償金を支払わなければならないとされており、購入の際の価格に補償金を上乗せする等の措置がとられている。

音響資料の例から類推して、書籍・雑誌についても、非営利事業として無料で貸与する場合にはこれまで通りの運用ができるものと思われるが、今後の動向への注意は必要である。

3. 3 有線送信権

「有線送信権」は、データベースやビデオテックスのように利用者の求めに応じて情報を個別に送信するサービスの普及に対応するために1986年の改正で新設された権利である。

この権利の新設の結果、ファクシミリやコンピューターのオンライン通信を使つての複製物の送信に関しては、送信物の複製行為に対する「複製権」に加え、送信行為に対しても「有線送信権」が働くことになった。

ところで最近では、多くの図書館でデータベースを作成したり、市販のソフトを活用している。

現行法ではデータベースの蓄積情報の選択、構成の体系化に創作性がある場合には、著作物として保護されることになっている。また蓄積されるデータ自体にも著作物として保護されるものと、数値データのように保護されないものがある。

すべての権利処理を済ませた市販ソフトや著作権者が権利を放棄したソフトを使用する場合を除いて、データベースを初期作成する時、複製頒布する時、さらにプリントアウトやダウンロードする場合にも、「複製権」による処理が必要となってくる。さらにデータベースをオンライン送信したりする場合には、「複製権」の処理に加え、「有線送信権」に伴う処理も必要になる。またその蓄積されたデータ自体に著作権がある場合には、データベースの著作権者に加え、データの著作権者に対する処理も必要となってくる。すなわちその利用にあたっては、「権利の制限」条項に該当する場合を除き、著作権者に許諾を求め、必要に応じて著作権使用料等の支払いが求められるということになるのである。

これまでこうした著作権の処理については、音楽関係など集中的権利処理機関のある場合は、その機関を介して行われてきたが、特に書籍・雑誌等の出版物に関しては、そういった機関がなかったために、多くの場合無断使用となっていたと推

測される。しかし「複写権センター」が発足した今日、これまでのような無断使用はできなくなるというて良いだろう。もちろん「複写権センター」自体が発足したばかりで、単に「複製権」だけ処理するのか、それとも「貸与権」や「送信権」といった書籍・雑誌などの出版物にまつわる諸々の権利処理まで行うのかといった処理の範囲や、使用料の徴収方法（先日経団連との間でまとまった『出版物の複写利用規定』では、複写利用する出版物を特定した「個別許諾契約」と、一定の期間・条件で出版物を特定せずに包括的に契約する「包括許諾契約」の2方式があり、1ページにつき1部2円をベースに使用料を決めるとしている）など、未確定の部分が多く、詳細は今後の詰めを待たなければならないが、権利処理を前提とした運営を考えていくことが必要だろう。

4. おわりに

近年の相次ぐ法改正によって、著作権法は大きく性格を変えようとしている。これまでの《勝手に他人に使われない、使わせない権利》から《使われる、使わせることを前提とした権利》への変化ということもできる。これに伴い利用許諾が中心であった著作権者の権利が、著作物使用料すなわち報酬の請求へと変化してきている。

また「貸与権」や「有線送信権」の誕生で、図書館活動のあらゆる場面で著作権法が関係してくるようになってきている。これまで集中的権利処理機関がないために、個々の著作権者に許諾をとるか、ないしは無許諾のままで処理していたものが、「日本複写権センター」の発足によって一定の処理が必要になりつつあることも否定できない。

この他にも図書館における図書の貸出によって生じた著作物の損害を補償するという「公共貸出権」の導入や、ビデオレコーダーなどの複製機器に著作権料を上乗せする賦課金制度の導入といった話も動き始めている。今後とも目の離せない時が続くといえよう。

〔編集部注：この原稿は日本病院会全国図書室研究会（1992年9月3日、神戸市）での講演をもとに新たに書きおろしていただいたものです〕